

令和3年6月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第 4号 小学校プールの一般開放の中止について
議案第 5号 熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について
議案第 6号 熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について
報告第 8号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について
報告第 9号 新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について
報告第10号 青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について
報告第11号 公民館・町民会館整備基本設計（素案）について
-

【その他】

《6月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定
小・中学校行事予定

《4月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《5月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日 時 令和3年6月11日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉
学校教育課長	三原 順
学校教育課学校指導参事	松藤 茂孝
学校教育課学校指導参事	櫻澤 彩香

岸野教育長 議案第4号「小学校プールの一般開放の中止について」承認とします。

次に、事前配付の議案書2ページ、議案第5号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」事務局から説明願います。

立石課長 続きまして、事前配付の議案書2ページをご覧ください。

議案第5号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」ご説明申し上げます。

熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）における住民の利便性及び有効活用を図るため、総合体育館条例第13条ただし書により、令和3年7月27日火曜日、8月3日火曜日、10日火曜日、17日火曜日、24日火曜日を臨時に開館するというものでございます。

この5日間につきましては、小中学校の夏休み期間を通常開館するというものであり、平成28年度から実施しているものでございます。

以上、議案第5号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、議案第5号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 議案第5号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認とします。

次に、事前配付の議案書3ページ、議案第6号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」事務局から説明願います。

立石課長 続きまして、事前配付の議案書3ページをご覧ください。

議案第6号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」ご説明申し上げます。

熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の保守点検等のため、総合体育館条例第13条ただし書により、令和3年10月9日土曜日、10日日曜日、11日月曜日を臨時に休館するというものでございます。

以上、議案第6号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

では、議案第6号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第6号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」承認とします。

次に、事前配付の議案書4ページ、報告第8号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明願います。

三原課長

それでは、報告第8号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご報告を申し上げます。

議案書の4ページになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については異議がないものとして専決処分したので報告し、承認を求めます。

内容につきましては、令和3年度熊取町一般会計補正予算（第3号）のうち、教育の事務に関する補正予算についてでございます。

なお、この議案につきましては、去る6月9日、令和3年6月熊取町議会定例会に上程をしたものでございます。

今回の補正予算につきましては、学校教育課分、生涯学習推進課分の補正予算となりまして、最初に学校教育課分から説明をさせていただきます。

議案書の6ページ、7ページをお開きください。

7ページの上のほうにございます外国青年英語指導助手招致事業で、128万7,000円を計上してございます。

これは、令和2年度に、昨年度入国予定でしたALT2名の来日が令和3年度に延期されたために、このお二人のALTの配置に伴う費用が発生するものでございます。今回は、来日の際にコロナ感染予防

措置に係る費用が上乘せとなってございまして、例えば、一番上の費用弁償25万3,000円。こちらは2週間の隔離に伴う滞在費用、それと18番負担金、補助及び交付金の英語指導助手新規招致研修会負担金58万円では、PCR検査等が主な費用というふうになってございます。

その下の教育情報化推進事業の通信運搬費41万8,000円を計上しております。

これは、GIGAスクール、いわゆる児童生徒1人1台端末の配備に関して、感染症の拡大等に伴う、例えば臨時休校を想定いたしまして、端末を自宅に持ち帰った際に生じるインターネット回線使用料となります。多くは自宅にWi-Fi環境、インターネット環境を持っている家庭が多い状況ではありますが、一部、インターネット環境がない家庭もございまして、そうした家庭に対して、皆さん、ご覧いただきたいと思っております。こちらがポケットサイズのルーターになります。これをおうちに持って帰りまして、このGIGA端末と一緒に持って帰ることによって、家でも簡単にインターネット環境ができると、そういうふうな機器になります。こちらの回線使用料が必要になってくるので、それを補正予算として計上しております。

次に、小学校維持管理事業の修繕料261万4,000円は、小学校に設置している遊具のうち、昨年実施した遊具点検業務で危険遊具と判断された遊具7件、これを撤去するための費用でございまして。

次に、小学校給食事業の98万1,000円、それと少し下の中学校給食事業の55万2,000円。

これらにつきましては、給食牛乳について、現状の瓶の牛乳から、本年2学期より紙パックによる牛乳への移行となりまして、このパックのリサイクルが併せて必要になってくるということで、そのための費用でございまして。

消耗品につきましては、それぞれ開いた紙パックを乾かすための水切り籠の購入、それと給食備品費につきましては、水切り籠を置く棚、これの購入費用となります。

学校教育課分は以上でございまして。

続きまして、生涯学習推進課分についてご説明をいたします。

大屋参事

それでは、引き続き、私から生涯学習推進課に関する予算についてご説明いたします。

一番下の項目になります。目公民館費の事業別区分、公民館維持管

理事業452万9,000円を計上しております。

こちらにつきましては、公民館及び町民会館にごございます蛍光灯の安定器に使用されているポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBと言われているものでございますけれども、こちらの処分等の経費となっております。このPCBにつきましては、人体に有毒ということで、環境省において令和3年3月までに大阪府内の事業所については処分するよう特別措置法で定められており、令和2年度当初予算において、同じく廃棄物処分委託料と運搬委託料について計上しておりました。

しかしながら、大阪府を含む西日本でこの処分を行うのが北九州市の事業所1か所となりますので、期日までに処分の申請が多く処理し切れなかったことから、改めまして令和3年度補正予算に計上を行うものでございます。

内訳といたしまして、廃棄物処分委託料372万7,000円はPCBの処分を行う委託料となりまして、1キロ当たり3万800円掛ける121キロを計上しております。その下、廃棄物運搬委託料80万2,000円につきましては、北九州の事業所までこのPCBを運搬する委託料となっております、合計で452万9,000円を計上しているものでございます。

以上で、生涯学習推進課関連の予算について報告をさせていただきます。

三原課長

以上で、報告第8号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」の説明を終わります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

梶山職務代理

よろしいですか。

岸野教育長

はい。

梶山職務代理

1つだけ。ALTの先生は、いつから来られるんですか。

櫻澤参事

新規ALTにつきましては、現在のところ9月中旬以降という連絡

が入っております。

梶山職務代理 9月中旬以降ですか。

櫻澤参事 はい。

梶山職務代理 分かりました。
あと、ポケットW i - F i は、これ、必要な人だけですか。それとも全員ですか。

松藤参事 こちらのポケットW i - F i につきましては、家庭にW i - F i 環境がない方ということになります。

梶山職務代理 分かりました。ありがとうございます。

岸野教育長 よろしいですか。ほかにご質問、ご意見よろしいですか。
では、報告第8号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 報告第8号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書8ページ、報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事 それでは、報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

今回の専決処分報告につきましては、5月定例教育委員会で本町にございます社会教育施設について、緊急事態宣言の発出期間中である4月25日日曜日から5月11日火曜日までの間、臨時休館する専決処分報告をさせていただいたところではございますが、緊急事態宣言が6月20日日曜日まで延長され、引き続き大阪府より市町村に対しても5月11日までと同様の対応について協力依頼がありましたので、

記載のとおり臨時休館とするものでございます。

なお、表中7番の重要文化財中家住宅につきましては、規則において水曜日を休館日と定めておりますので、臨時休館の期間が5月12日の水曜日からではなく、5月13日木曜日からとなっているものでございます。

休館理由につきましては、先ほどご説明しましたとおり、緊急事態宣言の発出、延長に伴う大阪府からの引き続きの協力依頼によるものでございます。

以上で、報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策による社会教育施設の臨時休館の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書9ページ、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事

それでは、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

青少年問題協議会の委員につきましては、各団体より推薦等をいただいているところでございますが、新年度となり総会などが開催され、同協議会委員に変更が生じたので、今回改めて委嘱を行ったものでございます。

まず、表中1、二見裕子氏及び2、文野慎治氏については、二見氏が熊取町議会議長として、同じく文野氏が熊取町議会総務文教常任委

員会委員長として、それぞれ5月18日付で選出されましたので、委嘱するものでございます。

次の3、射手矢好宏氏につきましては、熊取町小・中学校PTA連絡協議会の代表として5月25日付で選出されましたので、委員を委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、それぞれ変更となった日から同協議会規則第4条第1項の規定により、前任者の残任期間である令和5年3月31日までとなっております。

以上で、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。

次に、当日配付資料の議案書1ページ、報告第11号「公民館・町民会館整備基本設計(素案)について」事務局から説明願います。

大屋参事

それでは、報告第11号「公民館・町民会館整備基本設計(素案)について」ご説明いたします。

当日配付の議案書の1ページをご覧ください。

公民館・町民会館の整備につきましては、令和2年度に整備検討委員会を立ち上げ、基本構想を策定し、業者選定を行い、現在基本設計の策定中でございますので、その進捗につきまして、素案につきましてご報告させていただきます。

まず、(1)基本設計(素案)についてでございますが、プロポーザルで提案のありました技術提案書をベースに設計業者から提出されました4月30日時点の素案に対しまして、①から③のとおり意見聴取を行いました。

まず、1番としまして整備検討委員会の委員の皆様、2番として定

期利用団体、公民館・町民会館及び教育・子どもセンターの定期利用団体の皆様75団体の方。

整備検討委員会は、4月30日に開催予定でしたが、緊急事態宣言が発出されていたということで、書面開催とさせていただきます、我々事務局のほうから委員さん一人一人お伺いさせていただきます、意見を頂戴したところです。

同じく、定期利用団体の方も4月30日から5月18日の期間で意見を募集させていただきます、75団体のうち9団体から意見の提出がございました。

また、③としまして、アドバイザーからの意見聴取を行っております。こちらにつきましては、整備検討委員の委員の方から特に新築するホールにつきましては新しく建てるものですので、演劇と音楽関係のプロの視点からも意見聴取をしたらどうかというご意見がございましたので、事務局のほうで人選を行い、演劇の専門家としまして、熊取ゆうゆう大学演劇講座の講師を務められております熊取町内在住のキタモトマサヤ様。また音楽関係の専門家といたしまして、プロの混声合唱団に所属し、かつ建築家でもあられますハシガミジュンジ様。このお二人から意見を聴取したところでございます。

提出されました意見につきましては、当日配付資料4ページ以降の資料2のとおりとなっております。主なものといたしまして、開館後の運用に関する事、音響の設備であったり、定期団体の方であれば練習場所の確保、そういった意見が提出されたところでございます。

これらいただきました意見につきまして、全て設計に反映させるということは、なかなかこれは難しいことですので、検討委員会の学識経験者3名の方を中心に、基本設計にどう反映させていくべきかということ、事業所を含めまして調整いたしまして、今回基本設計（素案）として改めて取りまとめたものになってございます。

資料1、当日配付の2ページご覧ください。

こちらは、敷地全体の敷地図になっております。既にご報告させていただいておりますが、公民館については大改修、町民会館ホールについては取り壊して現在の来庁者用駐車場に建設するという平面図になってございます。

続きまして、当日配付の3ページをご覧ください。

基本設計の平面図（案）になります。素案になります。

基本構想では、この施設整備全体のコンセプトといたしまして、全ての住民があらゆる場面で、出会い、学び、育ちあう、文化創造施設

というものを基本コンセプトとして整備を行うこととしております。

まず、左側、大改修を行います公民館につきましては、これまでの活動を継続、新たな利用者層の利用促進を図るということをコンセプトとしておまして、1階の部分、一番下1階の部分ですと、はぐくみと交流のフロアということで、はぐくみコーナー、リビングコーナーを整備し、若年者層の利用促進を図り、また情報コーナーでは、まちの魅力を発信する。現在の公民館ではできておりませんユニバーサルデザインの取組といたしまして、除却したホールの上にエレベーターを新設、中ではトイレを整備し、洋式トイレ化を行います。

また、2階につきましては、作る、奏でるフロアとしまして、これまでの活動を継続できるフロアとして引き続き整備を行います。

続いて、3階については、学びのフロアということで、学びのルーム、こちらについては煉瓦館等でも行っております需要が高い実習室であったり、コロナ禍で今行われているテレワークができるような部屋を整備したいと思っております。また、ミーティングルームについては、研修や小規模な会議ができる部屋、ミーティングルーム2につきましては、利用団体の方から要望が多かった広い活動場所としまして、最大で3フロア抜いて使えるような部屋として整備する設計となっております。

続きまして、右側が新しく新築するホールになります。ホールにつきましては、文化芸術活動の拠点施設、住民の交流の場、また多目的に利用できる施設として整備をする方針でございます。

まず、座席数につきましては、現在の町民会館ホール327席ですが、移動観覧席230席、スタッキングチェア168席、車椅子席が4席プラス親子席ということで、計402席ということで、75席ほど増やすような設計となっております。

舞台につきましても、現在の約10メートルから5.7メートルから13.5メートル掛ける7.5メートルに拡張するものとなっております。また、現在のホールにない機能、新たな利用促進を図るところで、音楽スタジオの大・小、現在はございませんピアノ保管庫、こういったものも新たに整備する予定となっております。

常設のカフェというものは設けないんですけれども、イベント時には、ホールの上部にあります大屋根広場とロビー、こちらのほうを開放することにより、1つのフロアとして使うことができますので、例えば移動販売車による販売であったりとか、そのときにロビーに椅子、机などを配置することにより、簡易な喫茶スペースとして利用するこ

とで、活発な交流を行うことが可能な設計となっております。

同じく、基本構想に掲げておりました災害時の防災拠点機能の確保という点でございますけれども、除却したホール後にマンホールトイレを設置する、そういった施設面のほか、先ほど申し上げました舞台というのがかなり広がりますので、こちらのホールの舞台を活用することで、大きな災害が起こったとき、物資の受入れ、物資の保管場所であったりとか、そういう援助されたボランティアの方が来られたときの待機場所として活用することが可能な設計となっております。

こういう基本設計の素案、現在お示ししているところですが、今現在、整備検討委員会を含め、まだ今後ご意見をお伺いしていくこととなりますので、これで全て確定ということではなく、また今後変更となっていく可能性がございます。

教育委員の皆様にも、申し訳ありません、今日見ていただいた中でなんですが、何かご意見等ございましたら、6月30日までに、申し訳ありません、事務局である生涯学習推進課のほうまでご連絡いただけますようお願いいたします。

こちらの資料にはございませんが、補足といたしまして、建物のアスベスト含有調査、また新しく新築しますホールの、現在の来庁者駐車場の地盤調査というのも進めておりまして、アスベストにつきましては、古い建物になりますので、複数の箇所から検出がされておりますので、当初想定しておりましたホールの除却方法から変更となる場合がございます。また、地盤につきましても、ちょっと脆弱なものになっているという報告をいただいておりますので、基礎工事の変更が生じる可能性がございます。これらの調査につきましては、事業費にも影響を与えてきますので、今後、財政部局と調整をしてみたいと思っております。

すみません。議案書の1ページにお戻りいただきまして、2番の今後のスケジュールについてでございます。

6月8日既に開催いたしました整備検討委員会のほか、6月17日には議員全員協議会ということで議員の皆様、6月30日社会教育委員会議、社会教育委員の皆様、また3番といたしまして、6月21日から7月4日まで、社会教育関係施設における縦覧ということで、今回お示ししておりますものと同じものを緊急事態宣言が解除され、社会教育施設が開館する6月21日から7月4日まで皆様に見ていただいて、意見を聴取したいと考えております。

それらを踏まえまして、最終、7月の下旬で基本設計を確定し、令

和4年4月末をめどに実施設計を策定し、公民館整備事業というものを進めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第11号「公民館・町民会館整備基本設計（素案）について」のご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

意見は6月30日までに、事務局のほうに。

大屋参事

はい。お願いします。

岸野教育長

そうしましたら、意見があれば、また6月30日までによりしくお願いいたします。

では、報告第11号「公民館・町民会館整備基本設計（素案）について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

報告第11号「公民館・町民会館整備基本設計（素案）について」承認とします。

その他、報告事項については、本来ですと事務局からの説明を求めるところですが、コロナの感染状況を踏まえまして、説明は省略させていただきます。委員各位にてご確認いただき、ご不明な点がございましたらご相談いただきますようお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これで令和3年6月教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後5時30分
